

自治体に求められる非行少年の立ち直り支援とは
—司法による非行への処遇が終了した少年達が抱える生活困難の実態—

○ 日本福祉大学 湯原悦子 (003745)

鈴鹿医療科学大学 佐脇幸恵 (006803)

キーワード：再犯防止推進計画、非行少年、自治体

1. 研究目的

令和4年の犯罪白書によれば、ここ10年で非行の数そのものは減少しているが、再非行少年率は33.7%と全体の3分の1を占めている。この数値からは、非行から離脱することは容易ではないことがうかがえる。

再犯防止に向けた国の施策の一つとして保護観察制度の充実が図られているが、保護観察には期限があり、終了時に対象者が社会で犯罪をすることなく自立して生きていける状態になっているとは限らない。公的な支援が終了しても親や家族との関わりが希薄で必要な支援を受けられない等、様々な困難に遭遇し、再び非行行為に及んでしまう少年は少なくない。この状況からは、司法による公的な関わりが終了した後であっても、地域において少年達を見守り、必要に応じて支援を行える体制の構築が必要と考えられる。

平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が公布・施行されて以降、自治体として再犯防止推進計画を立案するところが現れ始め、今は全国で犯罪や非行をした者を地域で支える施策が展開されつつある。今後は計画に則り、各自治体が具体的な支援を行っていくことになるが、非行歴のある少年を地域で支援する場合、実際にどのような関わりが求められ、何が課題になっているのかについては十分に明らかにされていない。非行歴のある少年に対する支援は、すでにくつつかの市民団体により先駆的な実践が行われている。そこで本研究では、そのような市民団体の一つに焦点を当て、非行歴のある少年を地域で支援する場合にどのような支援が求められるのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は非行、引きこもり、不登校、発達障害、虐待など生きづらさを抱える子ども達の支援を行っているNPO法人Aの協力を得て行った。研究方法として、Aから許可を得た非行が見られる少年7名の支援記録について質的記述的な分析を行った。分析内容はAが「どのような支援を行っており、そこにどんな特徴を見出せるのか」である。

3. 倫理的配慮

文部科学省および厚生労働省が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に則り、調査研究を実施した。研究を行うにあたり、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（番号22-036-02）を得た。なお、本発表に関連して開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

(1) 支援範囲

Aが行った支援内容は次の6種類（①本人の課題を一緒に考え、適切な行動につなげる支援〈仕事、人間関係（彼女／彼氏）、人間関係（その他）、家族、学校、余暇、進路〉、②生活環境（衣食住）の整備、③金銭管理、④受診、⑤社会活動への誘い、⑥刑事手続への対応）であった。

(2) 支援の特徴

支援内容のなかでも次の3つ①本人の課題を一緒に考え、適切な行動につなげる支援のうち、人間関係（彼女／彼氏）と家族、⑤社会活動への誘いについては、公的機関にはないAならではの支援と言えるだろう。

①人間関係（彼女／彼氏）は、喧嘩やトラブルの仲裁をするという内容である。彼女／彼氏とのトラブルは対象とした7名中6名の少年に見られ、精神状態が著しく悪化したり、相手の不安定さに巻き込まれて仕事に行けなくなったりするなどの事態が生じていた。なお、支援中に少年、あるいは彼女の妊娠が発覚することがあった。その場合、Aのスタッフは少年の思い確認した上で親子関係の調整を行ったり、医療機関に受診させたり、今後の育児体制の構築を図ったりしていた。次に家族への支援は、家族の相談役となり、少年に対して思っていることを確認し、精神的なサポートを行う、少年の考えていることを家族に説明し、家族が少年を理解できるように努めるというものである。なかには少年のみならず、その家族が抱える問題への支援を行う場面もあった。⑤社会活動への誘いについては、少年をAの活動に誘い、いろいろな人に接する場をつくるというものである。少年達がA主催の勉強会でスピーチできるようにしたり、テレビ局の取材に応じたりできるよう場を設けていた。

5. 考察

調査対象とした少年達は生活するなかで様々な課題を抱えていた。彼らが再び非行をすることなく地域で生きられるようにするためには、彼らの課題を一緒に考え、適切な行動につなげていく支援者の存在が不可欠である。本研究からは、生活困窮への対応、不動産契約の解除、子ども虐待疑いなど、1つの機関ではカバーしきれず、かつ、速やかな対応が求められる場面が多々あることが見出された。自治体としては、そのような場面を想定し、少年達を地域における重層的な支援につなげていく仕組みを構築していかなければならない。なお、非行歴のある少年達のなかには大人を信頼せず、公的な支援を拒否する者が少なくない。広くインフォーマルな社会資源の開拓が必要であり、NPO 法人等との連携のあり方、特に連携にあたっての情報共有の仕方などについてあらかじめ検討しておくことが求められる。

引用文献 日本福祉大学ソーシャルインクルージョン研究センター編（2023）『NPO 法人陽和による非行少年の立ち直りのための支援の実態と特徴に関する研究』